





## 目 次

- 議案第100号 平成30年度杵築市一般会計補正予算（第5号）  
－ 補正予算書 1 ページ －
- 議案第101号 平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）  
－ 補正予算書 11 ページ －
- 議案第102号 平成30年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 15 ページ －
- 議案第103号 平成30年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 19 ページ －
- 議案第104号 平成30年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 21 ページ －
- 議案第105号 平成30年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 25 ページ －
- 議案第106号 平成30年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 29 ページ －
- 議案第107号 平成30年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
－ 補正予算書 33 ページ －

- 議案第108号 平成30年度杵築市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第2号） - 補正予算書37ページ -
- 議案第109号 平成30年度杵築市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第2号）  
- 補正予算書41ページ -
- 議案第110号 平成30年度杵築市水道事業会計補正予算（第3  
号） - 補正予算書45ページ -
- 議案第111号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正  
について - 議案書5ページ -
- 議案第112号 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
の一部改正について - 議案書7ページ -
- 議案第113号 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す  
る条例の一部改正について - 議案書9ページ -
- 議案第114号 杵築市職員定数条例の一部改正について  
- 議案書11ページ -
- 議案第115号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部  
改正について - 議案書13ページ -
- 議案第116号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正につい  
て - 議案書15ページ -

- 議案第 1 1 7 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正  
について - 議案書 23 ページ -
- 議案第 1 1 8 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業の利用者負担額に関する条例の一部改正につい  
て - 議案書 25 ページ -
- 議案第 1 1 9 号 杵築市企業立地促進条例の一部改正について  
- 議案書 28 ページ -
- 議案第 1 2 0 号 杵築市立山香病院定数条例の一部改正について  
- 議案書 30 ページ -
- 議案第 1 2 1 号 杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部改正  
について - 議案書 32 ページ -
- 議案第 1 2 2 号 財産の無償貸付について - 議案書 34 ページ -
- 議案第 1 2 3 号 公共下水道事業（大分県下水道船団方式事業）に  
関する事務の委託に関する規約の一部改正の協議  
について - 議案書 36 ページ -
- 議案第 1 2 4 号 立石地区農産物直売所の指定管理者の指定につい  
て - 議案書 38 ページ -
- 議案第 1 2 5 号 波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定  
管理者の指定について - 議案書 40 ページ -

議案第 126 号 市道の路線廃止及び路線認定について

－ 議案書 42 ページ －

報告第 26 号 専決処分の報告について

－ 議案書 46 ページ －

報告第 27 号 専決処分の報告について

－ 議案書 49 ページ －

報告第 28 号 専決処分の報告について

－ 議案書 52 ページ －

議案第 1 1 1 号

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正に  
ついて

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正 する条例

杵築市ケーブルネットワーク施設条例（平成17年杵築市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「課金並びに」を削り、同条第3項中「、第9条第1項、第10条第1項」を削り、「、第19条第1項、第20条第1項及び第21条」を「及び第20条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 1 1 2 号

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部改正について

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部を改正する条例

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年  
杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	144,100	194,000	230,000

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分  
の122.5、12月に支給する場合には100分の13  
7.5」を「100分の130」に、「100分の165」を「  
100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 1 1 3 号

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例

(杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
(平成17年杵築市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 4 号

杵築市職員定数条例の一部改正について

杵築市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員定数条例の一部を改正する条例

杵築市職員定数条例（平成17年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（職員の定数外）

第4条 次に掲げる職員は、定数外とする。

- （1） 併任又は休職を命ぜられた職員
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による派遣職員
- （3） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例（平成17年杵築市条例第34号）第2条第1項の規定による派遣職員
- （4） 公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例（平成19年杵築市条例第5号）第2条第1項の規定による派遣職員
- （5） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業中の職員

2 前項第1号の休職を命ぜられた職員又は同項第5号の職員が復職した場合において、職員の員数が第2条に規定する職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第 1 1 5 号

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例

(杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年杵築市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第116号

杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200

の 職 員	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600

35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900

62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		

89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600	381, 500	393, 300		
95		295, 200	343, 100	381, 900	393, 600		
96		295, 600	343, 500	382, 300	393, 800		
97		295, 800	343, 700	382, 600	394, 000		
98		296, 100	344, 100	383, 100			
99		296, 500	344, 500	383, 500			
100		296, 900	344, 800	383, 900			
101		297, 100	345, 100	384, 200			
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300, 600	349, 500				
113		300, 800	350, 000				
114		301, 000					
115		301, 300					

116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

### (適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給与の内払)

- 4 改正後の給与条例を適用する場合においては、改正前の杵築市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。



議案第 1 1 7 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に  
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正  
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例  
第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成30年4月1日」を「平成31年1月1  
日」に、「100分の1.5」を「100分の1」に改め、同条  
第3項中「100分の1.5」を「100分の1」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第 1 1 8 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の利用者負担額に関する条例の一部改正について

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

- 6 この表における市町村民税所得割課税額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者である時は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。

別表第2備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3中「2に掲げる」を「3に掲げる」に改め、同表備考3の表アの項、イの項及びウの項中「上記3」を「上記4」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 この表における市町村民税所得割課税額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者である時は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。

別表第3備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3中「2に掲げる」を「3に掲げる」に改め、同表

備考3の表アの項、イの項及びウの項中「上記3」を「上記4」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 この表における市町村民税所得割課税額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者である時は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

議案第 1 1 9 号

杵築市企業立地促進条例の一部改正について

杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例

杵築市企業立地促進条例（平成23年杵築市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号ウ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第2条」を「第2条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第120号

杵築市立山香病院定数条例の一部改正について

杵築市立山香病院定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記



## 杵築市立山香病院定数条例の一部を改正する条例

杵築市立山香病院定数条例（平成17年杵築市条例第223号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、杵築市立山香病院に常時勤務する一般職に属する職員（特別職及び臨時の職員を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、212人とする。

（職員の定数の配分）

第3条 前条の職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。

（職員の定数外）

第4条 休職を命ぜられた職員、育児休業中の職員並びに他の医療機関及び地方公共団体に派遣した職員は、第2条の職員の定数に含めないものとする。

2 前項の休職を命ぜられた職員又は育児休業中の職員が復職した場合において、職員の員数が第2条に規定する職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第 1 2 1 号

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部改正に  
ついて

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部を改正  
する条例

杵築市立山香病院事業に係る料金条例（平成２３年杵築市条例  
第１１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個室使用料	A	１日	３，５００円
	B	１日	１，５００円

」を

「

個室使用料	A	１日	４，０００円
	B	１日	２，０００円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第 1 2 2 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 1. 無償貸付をする財産

### (1) 建物

所 在	杵築市山香町大字久木野尾 3 8 1 3 番地
構 造 物	旧杵築市立上小学校 管理教室棟
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
貸付部分	旧杵築市立上小学校 管理教室棟 1 階部分 の内 校長室・職員会議室
面 積	6 1 . 0 5 m <sup>2</sup>

### (2) その他

建物の貸付部分に附属する設備及び物品

## 2. 貸付の相手方

福岡県福岡市西区内浜 2 丁目 1 2 - 5

一般社団法人日本ドローン協会

代表理事 溝部 公憲

## 3. 無償貸付の目的

空き校舎の有効活用及び施設の維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

## 4. 貸付期間

貸付契約締結の日から 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第 1 2 3 号

公共下水道事業（大分県下水道船団方式事業）に関する事務の委託に関する規約の一部改正の協議について

公共下水道事業（大分県下水道船団方式事業）について、次のとおり規約の一部を改正し、杵築市が国東市に委託した事務の変更をするための協議を行うことについて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

公共下水道事業（大分県下水道船団方式事業）に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

公共下水道事業（大分県下水道船団方式事業）に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「山香町、」を削り、同条第2項第1号中「処理場」の次に「、山香浄化センター」を加える。

第2条第2項の表を次のように改める。

中央監視設備及び水質試験設備導入の経費は均等割、汚泥脱水設備の導入の経費のうち移動脱水車については移動脱水車を使用する処理場の処理能力を負担割合とし、定置式脱水設備については導入する市村の負担とし、次のとおりとする。			
市町村名	負担割合		
	中央監視設備 及び水質試験 設備	汚泥脱水設備	
		移動脱水車	定置式脱水設備
杵築市	7分の2	—	1.00
姫島村	7分の1	0.135	—
国東市	7分の4	0.865	—
計	1.00	1.00	1.00

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第124号

### 立石地区農産物直売所の指定管理者の指定について

次のとおり立石地区農産物直売所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記



1. 公の施設の名称

立石地区農産物直売所

2. 指定管理者となる団体の名称

株式会社峠たていしの館出荷組合

3. 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市山香町大字立石 2 4 3 1 番地 3

4. 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 5 号

波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管  
理者の指定について

次のとおり波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管  
理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6  
7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 公の施設の名称

波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」

2. 指定管理者となる団体の名称

O i t a アート&クラフト

3. 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大田小野 1 8 9 2 番地

4. 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 6 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 1. 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
御塔小熊線	99.1	6.0～ 8.0	杵築市大字狩宿字御塔 1656 番 7 地先 杵築市大字狩宿字御塔 1657 番 9 地先	

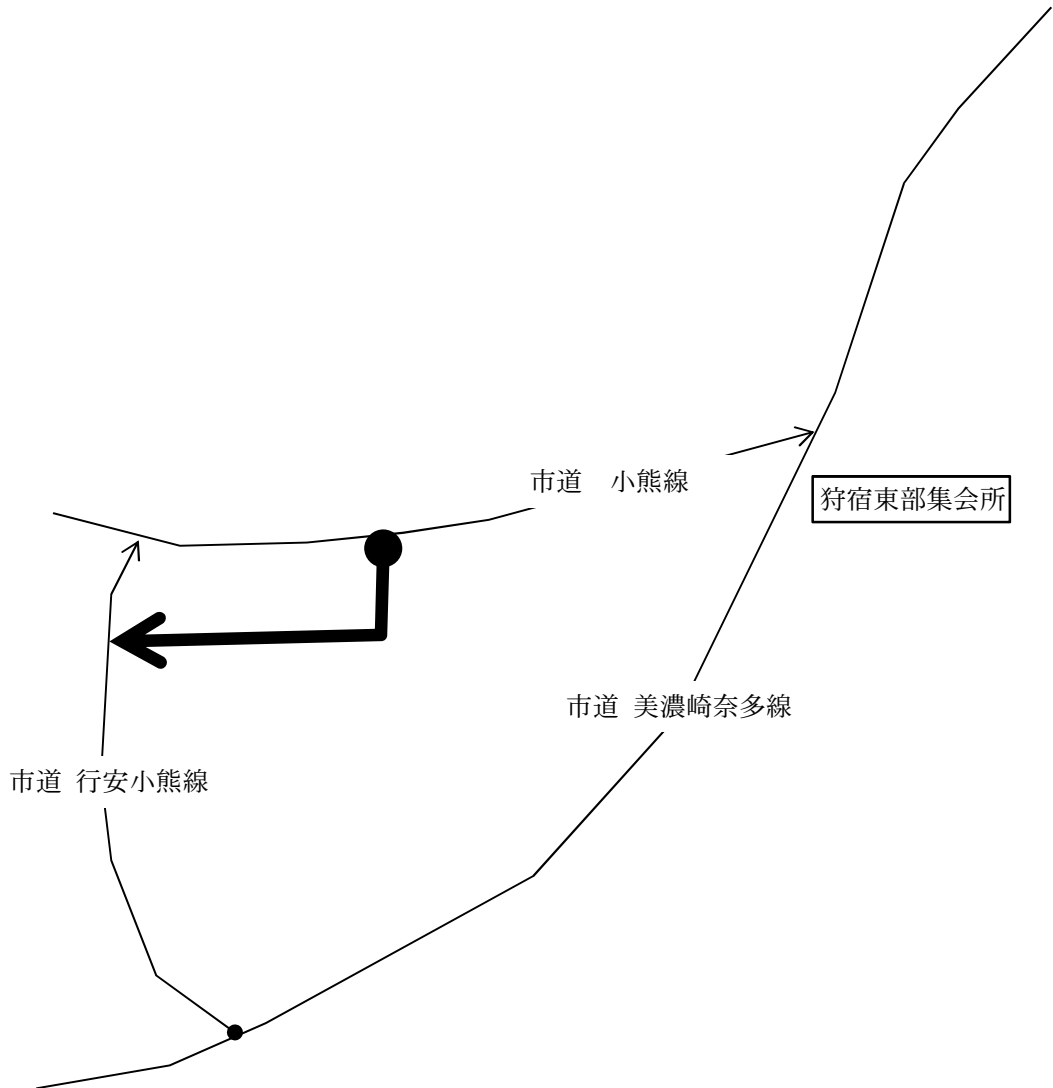
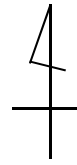
## 2. 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
平山 3 号支 線	106.0	5.5～ 11.0	杵築市山香町大字向野字宮ノ尾 2115 番 地先 杵築市山香町大字向野字西ノ前 2034 番 1 地先	

廃止

おとうこぐません  
御塔小熊線

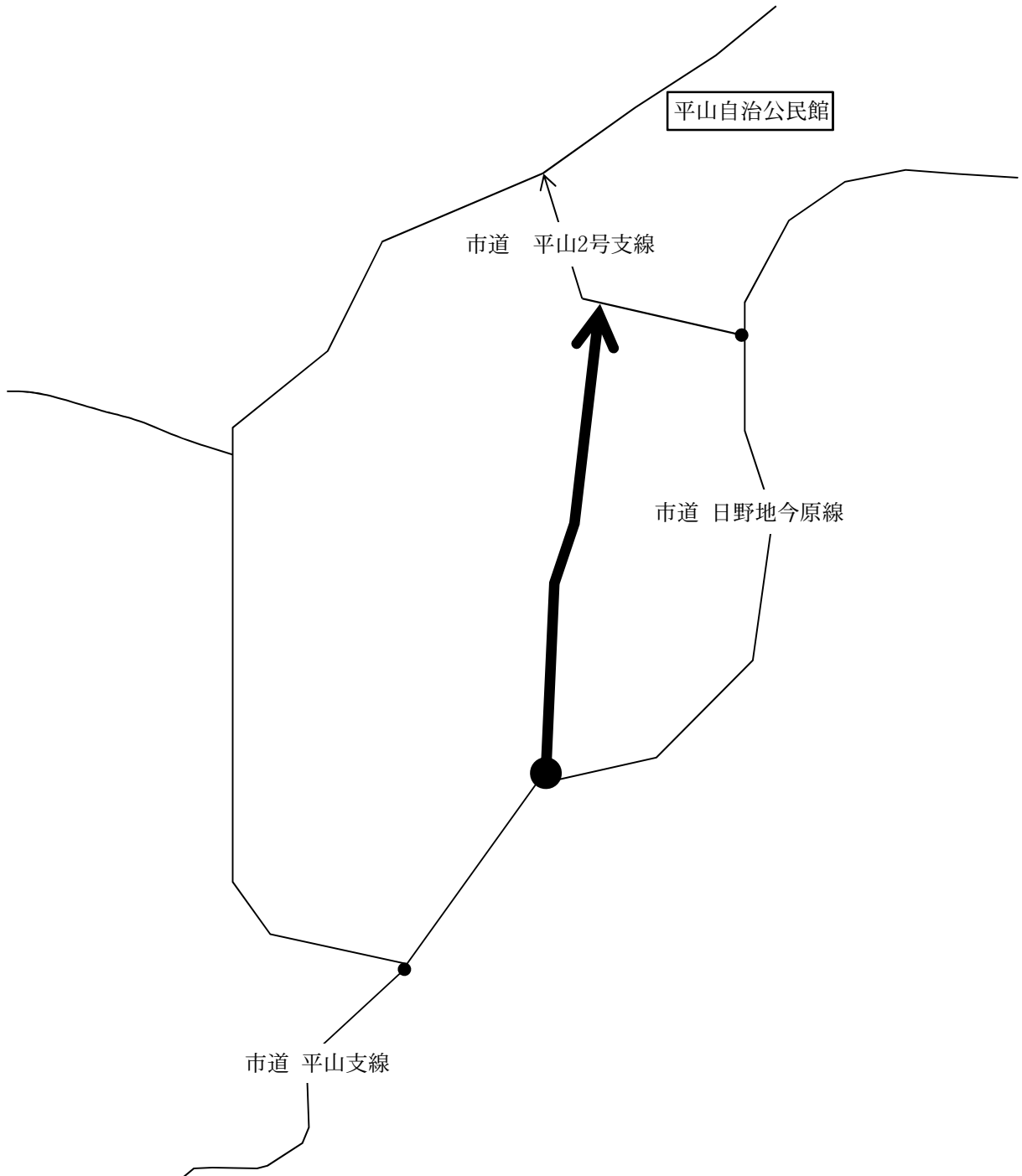
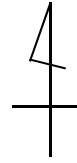
L = 99.1m  
W = 6.0m ~ 8.0m



認定

ひらやまさんごうしせん  
平山3号支線

L = 106.0m  
W = 5.5m ~ 11.0m



報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟



## 専 決 処 分 書

本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月8日

杵築市長 永 松 悟

### 記

市は、物損事故により相手方に与えた損害の賠償額を次のとおり決定し、和解する。

1. 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]

2. 事故発生年月日 平成30年8月16日

3. 事故発生場所 杵築市大字杵築370番地2

4. 事故原因・状況

上記場所にて、本市職員が公用車を後退させ駐車場から退場している際、相手方が後退してくる公用車に気付かずに車両を発進させ、公用車の右後部と相手方車両の右前部が接触し、損傷した。

5. 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は市が40%、相手方が60%となり、相手方車両の修繕料118,074円の40パーセントである47,230円と、公用車の修繕料193,654円の60%である116,192円を相殺した金額68,962円を相手方が市に支払う。

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

## 専 決 処 分 書

本市が設置管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月9日

杵築市長 永 松 悟

### 記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1. 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
2. 事故発生年月日 平成30年8月5日
3. 事故発生場所 杵築市山香町大字立石  
市道 立石上町線
4. 事故原因・状況

相手方車両が上記の道路を走行中、対向車両と離合するため道路の端を走行した際、アスファルト舗装が剥がれ発生していたくぼみに車両左前部の車輪がはまり、タイヤを損傷した。

## 5. 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料8,748円の50%である4,374円を支払う。

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

## 専 決 処 分 書

本市が設置管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月15日

杵築市長 永 松 悟

### 記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1. 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]  
[REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]

2. 事故発生年月日 平成30年10月10日

3. 事故発生場所 杵築市山香町大字山浦  
市道 芋恵良線

#### 4. 事故原因・状況

上記場所にて、相手方車両が道路の端に停車しようとした際、道路が崩落し、車両右前部の車輪が崩落部分に落ち走行不能になったため、車両の引き上げを行った。

## 5. 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、車両引き上げ代43,704円及び車両点検代60,480円の合計104,184円を支払う。



